

日立超エル・エス・アイ・システムズ厚生年金基金規約

(平成 16 年 4 月 1 日現在)

— 目 次 —

第 1 章 総 則

- 第 1 条 (目 的)
- 第 2 条 (名 称)
- 第 3 条 (事 務 所)
- 第 4 条 (設立事業所の名称及び所在地)
- 第 5 条 (公告の方法)

第 2 章 代議員及び代議員会

- 第 6 条 (代議員及び代議員会)
- 第 7 条 (定 数)
- 第 8 条 (任 期)
- 第 9 条 (互選代議員の選挙期日)
- 第 10 条 (互選代議員の選挙の方法)
- 第 11 条 (当 選 人)
- 第 12 条 (互選代議員の選挙執行規程)
- 第 13 条 (選定代議員の選定)
- 第 14 条 (通常代議員会)
- 第 15 条 (臨時代議員会)
- 第 16 条 (代議員会の招集手続)
- 第 17 条 (定 足 数)
- 第 18 条 (代議員会の議事)
- 第 19 条 (代議員の除斥)
- 第 20 条 (代 理)
- 第 21 条 (代議員会の公開)
- 第 22 条 (代議員会の議決事項)
- 第 23 条 (会 議 録)
- 第 24 条 (代議員会の会議規程)

第 3 章 役員及び職員

- 第 25 条 (役 員)
- 第 26 条 (役員の数及び選任)
- 第 27 条 (役員の任期)
- 第 28 条 (役員の解任)
- 第 29 条 (役員の選挙執行規程)
- 第 30 条 (理 事 会)
- 第 31 条 (理事会の招集)

- 第 32 条 (理事会の付議事項)
- 第 33 条 (理事会の議事)
- 第 34 条 (理事会の会議録)
- 第 35 条 (役員の職務)
- 第 36 条 (理事の義務及び損害賠償責任)
- 第 37 条 (理事の禁止行為)
- 第 38 条 (職 員)

第 4 章 加 入 員

- 第 39 条 (加 入 員)
- 第 40 条 (加算適用加入員)
- 第 41 条 (資格取得の時期)
- 第 42 条 (資格喪失の時期)
- 第 43 条 (資格得喪に関する特例)
- 第 44 条 (加入員期間)
- 第 45 条 (加算適用期間)

第 5 章 標準給与及び基準基本給

- 第 46 条 (給与の範囲)
- 第 47 条 (標準給与)
- 第 48 条 (基準基本給)

第 6 章 給 付

第 1 節 通 則

- 第 49 条 (資格取得の時期)
- 第 50 条 (裁 定)
- 第 51 条 (基本退職年金額及び加算退職年金額)
- 第 52 条 (端数処理)
- 第 53 条 (未支給の給付)
- 第 54 条 (支給期間及び支払期月)
- 第 54 条の 2 (生存に関する届出書の提出)

第 2 節 退 職 年 金

- 第 55 条 (退職年金の受給権者)
- 第 56 条 (退職金額)
- 第 57 条 (退職年金額の改定)

第58条 (退職年金受給権の失権)

第59条 (退職年金の支給停止)

第 3 節 減 額 退 職 年 金

第60条 (減額退職年金の受給権者)

第61条 (減額退職年金受給の申し出)

第62条 (減額退職年金額)

第63条 (減額退職年金額の改定)

第64条 (減額退職年金受給権の失権)

第65条 (減額退職年金の支給停止)

第 4 節 脱 退 一 時 金

第66条 (脱退一時金の受給権者)

第67条 (脱退一時金の額)

第68条 (支給の効果)

第 5 節 遺 族 一 時 金

第69条 (遺族一時金の受給権者)

第70条 (遺 族)

第71条 (遺族一時金の額)

第 7 章 福 祉 施 設

第72条 (福祉施設)

第 8 章 中 途 脱 退 者

第73条 (中途脱退者)

第74条 (支給義務の移転)

第75条 (中途脱退者に係る脱退一時金相当額の交付)

第76条 (中途脱退者の退職年金)

第77条 (中途脱退者に係る退職年金に関する支払期月の特例)

第78条 (支給義務の承継)

第79条 (現価相当額の計算)

第 9 章 年 金 給 付 等 積 立 金 の 管 理 及 び 運 用 に 関 する 契 約 並 び に 業 務 の 委 託

第80条 (年金給付積立金の積立て)

第 80 条 の 2 (年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)

第 80 条 の 3 (運用管理規定)

第 80 条 の 4 (運用管理)

第81条 (年金給付等積立金の積立て)

第82条 (業務の委託)

第 10 章 費 用 の 負 担

第83条 (掛 金)

第84条 (掛金の負担割合)

第 84 条 の 2

第85条 (掛金の納付義務及び掛金の源泉控除)

第86条 (徴 収 金)

第87条 (事務費掛金)

第88条 (政府負担金)

第 11 章 財 務 及 び 会 計

第89条 (事業年度)

第90条 (予 算)

第91条 (決 算)

第92条 (剰余金又は不足金の処理)

第93条 (年金経理から業務経理への繰入れ)

第94条 (余裕金の運用)

第95条 (借 入 金)

第96条 (掛金の額の再計算)

第97条 (掛金及び責任準備金の算出方法)

第98条 (財務及び会計規程)

第 12 章 解 散 及 び 精 算

第99条 (解 散)

第100条 (清 算)

第101条 (責任準備金相当額の納付)

第102条 (最低積立基準額)

第 102 条 の 2 (残余財産の分配)

第 102 条 の 3 (法第138条第6項に定める解散時不足額の徴収)

第103条 (通 知)

第 13 章 雑 則

第104条 (時 効)

第105条 (不服申立て)

第106条 (還元融資)

第107条 (連合会への加入)

第108条 (支払保証事業への加入)

第 108 条 の 2 (業務概況の周知)

第109条 (実施規程)

附 則

- 第1条 (施行期日)
第2条 (標準給与に関する経過措置)
第3条 (給付に関する経過措置)
第4条 (事業年度に関する経過措置)
第5条 (再計算に関する経過措置)
第6条 (加算適用加入員に関する経過措置)
第7条 (過去勤務期間)
第8条 (特例退職一時金)
第9条 (選択一時金)
第10条 (退職年金の特例)
第11条 (支給の効果)
第12条 (適格退職年金の一部解約に伴う掛金の徴収)

- 別表 1 設立事業所の名称及び所在地
別表 2 生年月日別給付乗率
別表 3 加算年金支給率
別表 4 加算退職年金支給率
脱退一時金支給率
遺族一時金支給率
別表 5 加算退職年金振替乗率
別表 6 減額退職年金乗率
別表 7 脱退一時金支給率
遺族一時金支給率
別表 8 脱退一時金支給率
別表 9 遺族一時金乗率
別表 10 遺族一時金乗率
別表 11 特例一時金乗率

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この厚生年金基金（以下「基金」という。）は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）に基づき、この基金の加入員の年齢、脱退又は死亡について給付を行い、もって加入員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この基金は、日立超エル・エス・アイ・システムズ厚生年金基金という。

(事 務 所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。
東京都国分寺市東恋ヶ窪3丁目1番1号

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条 この基金の設立事務所（この基金が設立された厚生年金保険の適用事業所をいう。以下同じ。）の名称及び所在地は、別表1のとおりとする。

(公告の方法)

第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。
2 前項によるほか厚生年金基金令（昭和41年制令第324号。以下「基金令」という。）の定めるところにより公告しなければならない事項は、官報に記載する。

第 2 章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第6条 この基金に代議員会を置く。
2 代議員会は、代議員をもって組織する。

(定 数)

第7条 この基金の代議員の定数は、18人とし、その半数は、設立事務所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び設立事務所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入員において互選する。

(任 期)

第8条 代議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙期日)

第9条 加入員において互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の任期満了による総選挙は、互選代議員の任期が終る日の前30日以内に行う。
ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終る日の後20日以内に行うことができる。
2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。
3 前2項の規定による選挙の期日は、少なくとも20日前に公示しなければならない。
4 前項の規定による公示の方法は、第5条第1項の規定を準用する（以下第11条、第13条及び第16条において同じ。）。

(互選代議員の選挙の方法)

第10条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。
2 前項の投票は、加入員1人について1票とする。

(当 選 人)

第11条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって順次当選人とする。

ただし、互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同条同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。

3 理事長は、当選人が決ったときは、当選人の氏名を公示しなければならない。

(互選代議員の選挙執行規程)

第12条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第13条 事業主において選定する代議員（以下「選定代議員」という。）の任期満了による選定は、互選代議員の総選挙の日に行う。

2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、すみやかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。

3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名を文書で理事長に通知しなければならない。

4 理事長は、前項の通知があったときは、直ちに通知のあった事項を公示しなければならない。

(通常代議員会)

第14条 通常代議員会は、毎年2月及び9月に招集するのを常例とする。

(臨時代議員会)

第15条 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。

2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第16条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公示しなければならない。

(定 足 数)

第17条 代議員会は、代議員の定数（第19条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(代議員会の議事)

第18条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更（基金令第2条各号に掲げる事項に係るものを除く。）の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。

3 代議員会においては、第16条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第19条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代 理)

第20条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあっては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあっては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。

(代議員会の公開)

第21条 代議員会は、公開とする。ただし、代議員会の議決を経て非公開とすることができる。

(代議員会の議決事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員の解任
- (3) 毎事業年度の予算及び事業計画
- (4) 毎事業年度の決算及び業務報告
- (5) 借入金
- (6) その他重要な事項

(会議録)

第23条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 代議員の定数
 - (3) 出席した代議員の氏名及び第20条の規定により代理された代議員の氏名
 - (4) 議事の経過の要領
 - (5) 議決した事項及び可否の数
 - (6) その他必要な事項
- 2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。
- 3 この基金は、会議録をこの基金の事務所に備えつけて置かなければならない。
- 4 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規程)

第24条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(役員)

第25条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の定数及び選任)

第26条 理事の定数は、8人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

- 2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
- 3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 4 理事のうち1人を年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金（以下「年金給付等積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

(役員の任期)

第27条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(役員の解任)

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき

解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) 理事にあっては、第 37 条の規定に違反したとき。

(役員選挙執行規程)

第29条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理 事 会)

第30条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 法第118条第2項の規定による理事長の専決処分（ただし、理事会の開催が困難な場合であって、法律改正等による一律の変更、加入員及び受給権の権利義務に関わらない事項については、事後報告でよいものとする。）
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任
- (5) 年金給付等積立金の管理及び運用に関する基本方針
- (6) その他業務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第33条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 理事は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第34条 理事会の会議録については、第23条第1項及び第2項の規定を準用する。

(役員職務)

第35条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 理事長は、別に定めるところにより、前項に規定する業務の一部を常務理事に委任することができる。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するほか、前項により理事長ら委任を受けた業務を行う。
- 4 運用執行理事は、理事長を補佐し、年金給付等積立金の管理及び運用に関する業務を執行する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 6 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第120条の4の規定により理事長が代表権を有し

ない事項について、監事がこの基金を代表する。

7 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

（理事の義務及び損害賠償責任）

第36条 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

（理事の禁止行為）

第37条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、年金給付等積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号。以下「基金規則」という。）第64条の2に規定する行為をしてはならない。

（職員）

第38条 この基金の職員は、理事長が任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関する給与、旅費、その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加入員

（加入員）

第39条 加入員は、設立事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第126条、第127条又は法附則第4条の4第2項の規定によりこの基金の加入員とならなかった被保険者を除く。）とする。

（加算適用加入員）

第40条 加入員のうち株式会社日立超エル・エス・アイ・システムズ（以下「会社」という。）の社員（平成10年4月1日現在において効力を有する会社の社員就業規則第2条に規定する社員をいう。以下同じ。ただし、本条において定年（社員就業規則第60条に規定する定年をいう。以下同じ。）を超えている者を除く。）である加入員であって、次の各号のいずれかに該当する者を加算適用加入員という。

（1）25歳未満で社員となった者については25歳に達した日の属する月以後最初に到来する10月以降の加入員

（2）25歳以上で社員となった者については社員となった日の属する月以後最初に到来する10月以降の加入員

2 前項の規定にかかわらず、25歳以後最初に到来する10月を経過した者で、別に定める会社から転入により会社の社員となり、この基金の加入員の資格を取得した者については、その者が、加入員の資格を取得した月以降加算適用加入員という。

（資格取得の時期）

第41条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入員の資格を取得する。

（1）設立事業所に使用されるに至ったとき。

（2）その使用される事業所が、設立事業所となったとき。

（3）設立事業所に使用される者が、法第12条の規定に該当しなくなったとき。

（4）設立事業所に使用される者が、法附則第4条の4第3項の規定に該当するに至ったとき。

（資格喪失の時期）

第42条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、第5号に該当するに至ったとき、又は第8号の事実があった日に更に前条第4号に該当するに至ったときは、その日）に、加入員の資格を喪失する。

（1）死亡したとき。

（2）設立事業所に使用されなくなったとき。

（3）その使用される事業所が、設立事業所でなくなったとき。

- (4) 法第 12 条の規定に該当するに至ったとき。
- (5) 70 歳に達したとき。
- (6) 法附則第 4 条の 3 第 1 項に規定する政令で定める給付の受給権を取得したとき。
- (7) 法附則第 4 条の 3 第 4 項に規定する申し出が受理されたとき。
- (8) 法附則第 4 条の 3 第 7 項ただし書に規定する事業主の同意が撤回されたとき。

(資格得喪に関する特例)

第43条 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、加入員でなかったものとみなす。

(加入員期間)

第44条 加入員期間を計算する場合には、月によるものとし、加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

- 2 加入員の資格を喪失した後、更にその資格を取得した者については、前後の加入員期間を合算する。

(加算適用期間)

第45条 加算適用期間を計算する場合には月によるものとし、加算適用加入員となった月から加算適用加入員でなくなった日の属する月の前月までをこれに算入する。

第 5 章 標準給与及び基準基本給

(給与の範囲)

第46条 標準給与の基礎となる給与の範囲は、次の各号に掲げる標準給与の区分に応じ、当該各号に定める範囲とし、法第 129 条第 2 項に規定する事業所で受ける給与の範囲についても同様とする。

- (1) 報酬標準給与 法第 3 条第 1 項第 3 号に規定する報酬の範囲
- (2) 賞与標準給与 法第 3 条第 1 項第 4 号に規定する賞与の範囲
- 2 設立事業所以外の適用事業所に同時に使用される加入員のその事業所で受ける給与の月額を、前項の給与月額に算入する場合における給与の範囲についても、前項の規定を準用する。

(標準給与)

第47条 標準給与は、加入員の給与の額に基づき、法第 20 条に規定する標準報酬月額及び法第 24 条の 3 に規定する標準賞与額の例によって定める。

- 2 給与の額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法については、法第 21 条から第 25 条までの規定の例による。

(基準基本給)

第48条 年金たる給付（以下「年金給付」という。）及び一時金たる給付（以下「一時金給付」という。）の額並びに掛金の額の算定にあたっては、標準給与のほか、基準基本給をその計算の基礎として用いるものとする。

- 2 基準基本給は、加算適用加入員の毎年 8 月 1 日現在における会社の社員退職金規則第 11 条に規定する基準基本給とする。
- 3 前項により決定された基準基本給は、その年の 10 月から翌年の 9 月までの各月の基準基本給とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、あらたに加算適用加入員となった者にかかわる基準基本給は、加算適用加入員となった日現在の基準基本給の月額を、その月からその年の 9 月（8 月 2 日から 12 月 31 日までの間に加算適用加入員となった者については翌年の 9 月）までの各月の基準基本給とする。
- 5 前 3 項の規定にかかわらず、年金給付及び一時金給付（以下「給付」という。）の額を算定する場合の基準基本給（以下「退職時基準基本給」という。）は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 加算適用加入員が、退職若しくは解雇（会社の社員就業規則第 55 条（第 4 号を除く。）、第 56 条及び第 57 条に規定する退職若しくは解雇をいう。以下「退職」という。）又は死亡により加入員の資格を喪失した者については喪失した日の前日の会社の社員退職金規則第 11

条に規定する基準基本給。

- (2) 定年を超えて退職により加入員の資格を喪失した者については定年に到達した日の会社の社員退職金規則第 11 条に規定する基準基本給。

第 6 章 給 付

第 1 節 通 則

(資格取得の時期)

第49条 この基金が支給する給付は、次のとおりとする。

- (1) 退職年金
- (2) 減額退職年金
- (3) 脱退一時金
- (4) 遺族一時金

(裁 定)

第50条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、この基金が裁定する。

(基本退職年金額及び加算退職年金額)

第51条 基本退職年金額は、加入員であった全期間の平均標準給与額（加入員期間の計算の基礎となる各月の報酬標準給与の月額と賞与標準給与の額の総額を加入員期間の月数で除して得た額をいう。以下同じ。）の 1,000 分の 5.558（別表 2 の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に、加入員期間の月数を乗じて得た額とする。

2 法附則第 7 条の 3 又は法附則第 13 条の 4 に定める老齢厚生年金（以下「繰り上げ支給の老齢厚生年金等」という。）の受給権を有するものに支給する基本退職年金額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から、次の規定により計算した額を減額する。

3 前項に定める減額は、第 1 項の規定により計算した額に減額率（1,000 分の 5 に当該受給権を取得した月から 65 歳（法附則第 13 条の 4 の規定による受給権者にあつては法附則第 8 条の 2 各項に規定する年齢）に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率）を乗じて得た額とする。

4 加算退職年金額は、次の各号に定める額とする。

(1) 加算適用期間 15 年以上かつ定年退職、定年を超えて退職、定年扱退職（会社の社員退職金規則第 6 条に規定する退職又は解雇をいう。ただし、死亡の場合を除く。以下同じ。）

又はやむを得ない事由退職（会社の社員退職金規則第 2 条第 2 号ないし第 6 号及び第 4 条に規定する退職又は解雇をいう。以下同じ。）により加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本給に、加算適用期間に応じ別表 3 に定める率を乗じて得た額

(2) 加算適用期間 15 年以上かつ 50 歳未満で自己都合退職（会社の社員退職金規則第 5 条に規定する退職をいう。以下同じ。）又は加算適用期間 15 年未満の退職者により、加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本給に、加算適用期間に応じ次の（イ）及び（ロ）に定める別表に掲げる率を乗じて得た額に、加入員の資格を喪失した日の前日の年齢に応じ別表 5 に定める率を乗じて得た額

(イ) 加算適用期間 10 年以上の者（懲戒解雇（会社の社員退職金規則第 10 条に規定する解雇をいう。以下同じ。）された者を除く。）については別表 4

(ロ) 加算適用期間 10 年未満の者（懲戒解雇された者を除く。）については別表 7

(端数処理)

第52条 給付を受ける権利を裁定する場合又は給付の額を改定する場合において、給付の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円に切り上げるものとする。ただし、基本退職年金額、加算退職年金額及び、一時金給付の額のそれぞれについて、100 円に切り上げるものとする。

2 給付額を計算する過程において、1 円未満の端数が生じたときは、これを、1 円に切り上げるものとする。

(未支給の給付)

第53条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき未支給の給付があるときの取り扱いについては、法第136条において準用する法第37条の規定による。

(支給期間及び支払期月)

第54条 年金の支給は、これを支給すべき事由の生じた月の翌月からはじめ、権利が消滅した月で終るものとする。

2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。ただし、第59条第3項、第4項及び第65条第3項、第4項の規定によりその全部又は一部の支給を停止する場合においては、同項の規定に該当するに至った月から該当しなくなった月の前月までの間は、当該年金額の全部又は一部は、支給しない。

3 年金は、次の表に掲げる区分にしたがい、同表に定める支払期月に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

金額	9万円以上	6万円以上 9万円未満	3万円以上 6万円未満	3万円未満
支払 期月	2月、4月、6月、 8月、10月、12月	2月、6月、10月	6月、12月	6月

(生存に関する届出書の提出)

第54条の2 退職年金の受給権者は、生存に関する届書を給付規定の定める日までに基金に提出しなければならない。ただし、年金給付の全額につき支給が停止されているときは、この限りではない。

第2節 退職年金

(退職年金の受給権者)

第55条 退職年金は、加入員又は加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

(1) 加入員期間15年以上である者が、脱退（死亡による脱退を除く。以下同じ。）により加入員の資格を喪失したとき。

(2) 加入員期間15年未満である者が、60歳に達した日以後において脱退により加入員の資格を喪失したとき、又は脱退により加入員の資格を喪失した後に加入員となることなくして60歳に達したとき。

(3) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき。

(4) 加入員又は加入員であった者が法附則第8条（法附則第8条の2の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定による老齢厚生年金又は法附則第28条の3の規定による特例老齢年金（以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。）又は繰り上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

ただし、加入員がその資格を取得した月に当該特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したときを除く。

(5) 老齢厚生年金、特例支給の老齢厚生年金等又は繰り上げ支給の老齢厚生年金等の受給権者で当該老齢厚生年金、特例支給の老齢厚生年金等又は繰り上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得した者であって、その年金の額が、法第43条第3項、法附則第7条の3第5項又は法附則第13条の4第5項若しくは第6項の規定により改定されたとき。

ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

(退職金額)

第56条 退職年金の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 加入員期間15年以上で退職により加入員の資格を喪失した者（懲戒解雇された者を除く。）については、基本退職年金額と加算退職年金額とを合算した額とする。

(2) 加入員期間15年未満で定年退職、定年を超えて退職又は加入員期間15年未満かつ加算適用

- 期間 15 年以上で退職により加入員の資格を喪失した者（懲戒解雇された者を除く。）については、基本退職年金額と加算退職年金額とを合算した額とする。
- (3) 加入員期間 15 年未満で加入員の資格を喪失し、加入員の資格を喪失した日において厚生年金保険の特例支給の老齢厚生年金等の受給権者となった者（懲戒解雇された者を除く。）については、基本退職年金額と加算退職年金額とを合算した額とする。
- (4) 前 3 号以外の者については、基本退職年金額に相当する額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、法第 160 条の 2 第 3 項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者が、厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）の規約の定める支給開始年齢に達した月以後に退職年金の受給権を取得したときは、その者の退職年金の額は、前項の額に当該加算額（以下「基本加算年金額」という。）を加算した額とする。
- 3 法第 160 条の 2 第 3 項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者であって、連合会の規約の定める支給開始年齢に達する前に退職年金の受給権を取得している者が当該年齢に達したときは、第 1 項の額に基本加算年金額を加算するものとし、当該年齢に達した月の翌月から、その者の退職年金の額を加算された額に改定する。
- 4 第 1 項の退職年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における加入員であった期間は、その計算の基礎としない。

（退職年金額の改定）

- 第57条 受給権者である加入員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第 4 項の規定にかかわらず、当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を年金額の計算の基礎とし、第 1 号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月から、第 2 号から第 5 号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。
- (1) 脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して 1 月を経過したとき。
- (2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
- (3) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (4) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
- (5) 法附則第 13 条の 4 の規定による受給権者が 65 歳に達したとき。
- 2 退職年金の受給権者のうち繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が 65 歳（法附則第 13 条の 4 の規定による受給権者にあっては法附則第 8 条の 2 各項に規定する年齢）に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず、基本退職年金額の改定は行わないものとし、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、次の各号に定める額を合算した額に改定する。
- (1) 改定前の基本退職年金額
- (2) 第 51 条第 1 項の規定に基づき、同項中「加入員であった全期間」及び「加入員期間」を「改定前の年金額の計算の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額

（退職年金受給権の失権）

- 第58条 退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

（退職年金の支給停止）

- 第59条 退職年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するまでの間は、その額のうち基本退職年金額に相当する部分の支給を停止する。
- (1) 65 歳に達したとき。
- (2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
- (3) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
- 2 退職年金は、受給権者が 60 歳に達するまでの間は、加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。
- 3 加入員である退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が 65 歳未満である間は、それぞれ法附則第 13 条第 4 項の各号（第 4 号及び第 5 号を除く）又は法附則第 13 条の 7 第 5 項の各号（第 3 号を除く。）に掲げる場合に依り、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に相当する額に第 1 号に定める額を第 2 号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える額について、その支給を停止する。
- (1) 当該各号に定める額

- (2) 加入員であった期間に係る法第132条第2項（法附則第7条の6第1項の規定により読み替えられた場合を含む。）に規定する額（以下「代行部分の額」という。）
- 4 加入員である退職年金の受給権者のうち、老齢厚生年金の受給権を有する者が法第133条の2第3項（同条第5項の規定により読み替えられた場合を含む。以下本項において同じ。）各号のいずれかに該当する場合又は法附則第7条の3に定める繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が法付則第7条の6第2項の規定により法第133条の2第3項各号のいずれかに該当する場合については、その者が70歳未満である間は、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に第1号に定める額を第2号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える部分について、その支給を停止する。
- (1) 代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額
- (2) 代行部分の額
- 5 第3項第1号に規定する当該各号に定める額及び第3項の規定により計算される額並びに前項に規定する代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額及び前項により計算された額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。
- 6 退職年金は、受給権者が社員である加入員である間は、加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

第3節 減額退職年金

（減額退職年金の受給権者）

第60条 退職年金（加算退職年金額に相当する部分）を受ける権利を有する者が、56歳以上60歳に達する前に、加算退職年金額に相当する部分を受けることを申し出たときは、減額退職年金を支給する。この場合において退職年金は、支給しない。

（減額退職年金受給の申し出）

第61条 前条の申し出は、退職により加入員の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までにしなければならない。

（減額退職年金額）

第62条 減額退職年金の額は、第56条第1項に規定する加算退職年金額を減額加算退職年金額と読み替えて準用する。

- 2 前項にいう減額加算退職年金額は、加算退職年金額に減額加算退職年金の支給を開始する年齢（以下「減額退職年金支給開始年齢」という。）に応じた別表6に定める率を乗じて得た額とする。
- 3 前項にいう減額退職年金支給開始年齢は、別表6に掲げる年齢に達した日の属する月（別表6に掲げる年齢に達した日の属する月の翌月に加入員の資格を喪失した者については当該日の属する月の翌月）とする。
- 4 法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者であって、連合会の規約の定める支給開始年齢に達する前に減額退職年金の受給権を取得している者が当該年齢に達したときは、第1項の額に基本加算年金額を加算するものとし、当該年齢に達した月の翌月からその者の減額退職年金の額を加算された額に改定する。
- 5 第56条第4項の規定は、第1項の減額退職年金の額について準用する。

（減額退職年金額の改定）

第63条 受給権者である加入員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第4項の規定にかかわらず、当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を年金額の計算の基礎とし、第1号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月から、第2号から第5号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

- (1) 加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。
- (2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
- (3) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。

- (4) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
- (5) 法附則第13条の4の規定による受給権者が65歳に達したとき。
- 2 減額退職年金の受給権者のうち繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が65歳（法附則第13条の4の規定による受給権者にあつては法附則第8条の2各項に規定する年齢）に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず基本退職年金額の改定は行わないものとし、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、次の各号に定める額を合算した額に改定する。
 - (1) 改定前の基本退職年金額
 - (2) 第51条第1項の規定に基づき、同項中「加入員であつた全期間」及び「加入員期間」を「改定前の年金額の計算の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額
- 3 前2項の規定により、減額退職金の減額加算退職年金額を計算するにあつては、減額退職年金支給開始年齢は、あらたに本人が希望した減額退職年金支給開始年齢を基礎とするものとする。

（減額退職年金受給権の失権）

第64条 減額退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

（減額退職年金の支給停止）

- 第65条 減額退職年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するまでの間は、その額のうち基本退職年金額に相当する部分の支給を停止する。
- (1) 65歳に達したとき。
 - (2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
 - (3) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
 - 2 減額退職年金は、受給権者が減額退職年金支給開始年齢未満である間は、減額加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。
 - 3 加入員である減額退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等又は繰り上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が65歳未満である間は、それぞれ法附則第13条第4項の各号（第4号及び第5号を除く）又は法附則第13条の7第5項の各号（第3号を除く）に掲げる場合に応じ、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に相当する額に第1号に定める額を第2号に定める額で除した率を乗じて得た額を越える額について、その支給を停止する。
 - (1) 当該各号に定める
 - (2) 代行部分の額
 - 4 加入員である減額退職年金の受給権者のうち、老齢厚生年金の受給権を有する者が法第133条の2第3項（同条第5項の規定により読み替えられた場合を含む。以下本項において同じ。）各号のいずれかに該当する場合又は法附則第7条の3に定める繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が法附則第7条の6第2項の規定により法第133条の2第3項各号のいずれかに該当する場合については、その者が70歳未満である間は、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に第1号に定める額を第2号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える部分について、その支給を停止する。
 - (1) 代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額
 - (2) 代行部分の額
 - 5 第3項1号に規定する当該各号に定める額及び第3項により計算される額並びに前項に規定する代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額及び前項により計算された額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。
 - 6 減額退職年金は、受給権者が社員である加入員である間は、減額加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

第4節 脱退一時金

（脱退一時金の受給権者）

第66条 脱退一時金は、次の各号のいずれかに該当したときその者に支給する。

- (1) 加入員期間15年未満で退職年金の受給権を有しない加算適用加入員又は加算適用加入員であつた者が退職（懲戒解雇を除く。）により加入員の資格を喪失したとき。
- (2) 加算適用加入員又は加算適用加入員であつた者（退職年金又は減額退職年金の受給権者を除く。）が懲戒解雇により加入員の資格を喪失したとき。

(脱退一時金の額)

第67条 脱退一時金の額は、退職時基準基本給に、次の各号に定める別表に掲げる率を乗じて得た額とする。

- (1) 加算適用期間 10 年以上の者（懲戒解雇された者を除く。）については加算適用期間に応じて別表 4 に定める率
- (2) 加算適用期間 10 年未満の者（懲戒解雇された者を除く。）については加算適用期間に応じて別表 7 に定める率
- (3) 懲戒解雇された者については加算適用期間に応じて別表 8 に定める率

(支給の効果)

第68条 脱退一時金の支給を受けた者は、当該給付の額の計算の基礎となった加算適用期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。

第 5 節 遺 族 一 時 金

(遺族一時金の受給権者)

第69条 遺族一時金（次項に規定する部分を除く。）は、加算適用加入員が、死亡により加入員の資格を喪失したとき又は加算適用加入員であった者が死亡したとき、その者の遺族に支給する。ただし、退職年金（加算退職年金額に相当する部分）及び減額退職年金（減額加算退職年金額に相当する部分）の支給を 13 年以上受けた者又は 73 歳以上の者が死亡したときは、この限りでない。

2 法第 161 条の規定により、支給に関する義務を承継した法第 160 条の 2 第 3 項に規定する死亡一時金としての部分は、加入員又は加入員であった者が、連合会の規約の定める基本加算年金額に係る保証期間を経過する前に死亡したときに、その者の遺族に支給する。

(遺 族)

第70条 遺族一時金を受けることができる者は、死亡した加入員又は加入員であった者の遺族であって、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、その者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子（その者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたその他の親族

2 遺族一時金を受けとることができる遺族の順位は、前項に規定する順序による。

3 遺族一時金を受けとることができる同順位者が 2 人以上あるときは、その 1 人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その 1 人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(遺族一時金の額)

第71条 遺族一時金の額は、第 1 号から第 3 号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額と第 4 号に掲げる額とを合算した額とする。

- (1) 加算適用加入員又は加算適用加入員であった者（退職年金又は減額退職年金の受給権者を除く。）が死亡により加入員の資格を喪失したとき。
 - (イ) 算適用期間 15 年以上のときは退職時基準基本給に、加算適用期間 により別表 3 に定める率を乗じて得た額に、その者の死亡日の年齢に応じ別表 9 に定める率を乗じて得た額
 - (ロ) (イ) 以外のときは退職時基準基本給に、次に定める別表に掲げるやむを得ない事由による率を乗じて得た額
 - 加算適用期間 10 年以上 15 年未満のときは 別表 4
 - 加算適用期間 10 年未満のときは 別表 7
- (2) 退職年金又は減額退職年金の受給権者である加算適用加入員であった者が退職年金（加算退職年金額に相当する部分）及び減額退職年金（減額加算退職年金額に相当する部分）の支給を受ける前に死亡したときはその者の加算退職年金額に相当する額に、その者の死亡日の年齢に応じ別表 9 に定める率を乗じて得た額

- (3) 退職年金（加算退職年金額に相当する部分）又は減額退職年金（減額加算退職年金額に相当する部分）の支給を受けている者が死亡したときはその者が既に支給を受けていた加算退職年金額又は減額加算退職年金額に、その者が当該給付の支給を既に受けていた期間に応じ別表 10 に定める率を乗じて得た額
- (4) 第 69 条第 2 項に該当する場合 連合会の規約の定めるところにより計算した死亡一時金の額

第 7 章 福祉施設

（福祉施設）

第72条 この基金は、加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

第 8 章 中途脱退者

（中途脱退者）

第73条 中途脱退者とは、加入員の資格を喪失した者（加入員の資格を喪失した日において、この基金が支給する年金給付の受給権を有する者を除く。）であって、その者の加入員であった期間が 15 年に満たないものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める者は中途脱退者としなない。

- (1) 退職年金の支給に関する義務を連合会に移転する前に再びこの基金の加入員となった者又は死亡した者
- (2) 設立事業所以外の事業所に出向（会社の社員就業規則第 39 条に規定する出向をいう。）したため、この基金の加入員の資格を喪失した者であって、再びこの基金の加入員となることが明らかである者

（支給義務の移転）

第74条 この基金は、中途脱退者の加入員であった期間に係る退職年金の支給に関する義務を、連合会に移転する。

2 前項の規定により退職年金の支給に関する義務を連合会に移転する場合には、当該中途脱退者に係る当該退職年金の現価相当額を交付するものとする。

（中途脱退者に係る脱退一時金相当額の交付）

第75条 この基金は、中途脱退者が脱退一時金の請求をした場合を除き、第 74 条の支給義務の移転に併せて脱退一時金相当額を連合会に交付するものとする。

2 前項の交付は、当該中途脱退者に脱退一時金の取扱いに関し通知した上で行うものとする。

3 第 1 項の脱退一時金相当額を連合会に交付したときは、その額の計算の基礎となった当該中途脱退者の加算適用加入員であった期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。

（中途脱退者の退職年金）

第76条 中途脱退者の退職年金については、その者が加入員の資格を喪失したときにおけるこの基金の規約によるものとする。

（中途脱退者に係る退職年金に関する支払期月の特例）

第77条 中途脱退者の退職年金に関する支払期月は、第 54 条第 3 項の規定にかかわらず、連合会の規約の定めるところによる。

（支給義務の承継）

第78条 この基金は、中途脱退者が再びこの基金の加入員となったときは、連合会からその者に係る退職年金の支給に関する義務（法第 160 条の 2 第 3 項の規定により連合会が年金給付を支給するものとされている場合にあっては、当該加算額に係る年金給付及び当該一時金たる給付の支給に関する義務を含む。）を承継する。

2 この基金は、前項の規定により年金及び一時金の支給に関する義務を連合会から承継した場合

には、当該中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額の交付を請求するものとする。

(現価相当額の計算)

第79条 第74条第2項及び前条第2項に規定する現価相当額については、基金令第52条の定めるところにより計算するものとする。

第9章 年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約並びに業務の委託

(年金給付積立金の積立て)

第80条 この基金は、法第136条の2に定めるところにより、年金給付等積立金を積み立てなければならない。

(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)

第80条の2 この基金は、法第130条の2第1項及び法第136条の3第1項の規定に基づき年金給付積立金の管理及び運用に関し、信託会社と自己を受益者とする年金信託契約を、生命保険会社と自己を保険受取人とする年金保険契約を、投資顧問会社と投資一任契約をそれぞれ締結するものとする。

2 この基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、信託会社と自己を受益者とする年金特定信託契約を締結する。

3 第1項の規定により締結する信託契約について、年金給付及び一時金たる給付に関する内容は、基金令第30条第1項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき支払金の支払は、次に掲げる場合に、支払われるものとする。

ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。

イ この基金が、連合会に対して法第160条第3項及び法第160条の2第2項の規定に基づき中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額又は脱退一時金相当額の交付を行うとき。

ウ 基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができるとき。

(2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。

4 第1項の規定により締結する保険契約について、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関する内容は、基金令第30条第2項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき保険金は、次に掲げる場合に、当該契約に係る、前事業年度の1月末日における資産割合に応じて支払われるものとする。

ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規定に定める給付を受けることができるとき。

イ この基金が、連合会に対して法第160条第3項及び法第160条の2第2項の規定に基づき中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額又は脱退一時金相当額の交付を行うとき。

(2) 配当金の支払は、基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができる場合に行われるものであること。

(3) 保険期間の始期は、保険契約の成立した日とするものであること。

(4) 保険料と保険金とは相殺しないものであること。

5 第2項の年金特定信託契約の内容は、基金令第31条に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理規定)

第80条の3 前条第1項及び第2項の契約に係る次の事項は、運用管理規定において定めるものとする。

(1) 運用受託機関または資産管理機関の名称

(2) 信託金又は保険料の払込割合

(3) 基金に支払うべき支払金又は保険金の負担割合

(4) 資産の額の変更

2 運用管理規定は、代議員会の議決を経て決定する。また、定めた事項を変更する場合においても

同様とする。

- 3 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規定する事項については、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て決定する。
- 4 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規定する事項であって、年金給付等積立金の安全かつ効率的な運用のために必用なものとして、運用管理規定で定めるものについては、前2項の規定にかかわらず、運用管理規定で定めるところにより、理事長の専決をもって決定することができる。
- 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(運用管理)

第80条の4 この基金は、法第130条の2第1項及び法第136条の3第1項の規定に基づき締結した契約に係わる総資産について、長期にわたり維持すべき資産の構成資産を適切な方法により定めるよう努めるものとする。

(年金給付等積立金の積立て)

第81条 この基金は、法第136条2に定めるところにより、年金給付等積立金を積み立てなければならない。

(業務の委託)

第82条 この基金は、UFJ信託銀行株式会社に、次の各号に掲げる事務を委託する。

- (1) 年金数理に関する事務
- (2) 給付金の支払に関する事務
- (3) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。）附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金に関する事務
- (4) 副本管理に関する事務
- (5) 副本管理に付随する事務
 - ア 加入員記録管理補助
 - イ 年金受給待機者補助
 - ウ 年金受給者記録管理補助
 - エ 厚生年金基金連合会移受換対象抽出補助
 - オ 統計資料作成補助
 - カ 掛金額計算補助
 - キ 給付額計算補助
- 2 この基金は、前項に規定する事務のほか、法第130条第5項に規定する業務の委託会社（連合会を除く）に、年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析（リスク・リターン分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談・助言等）を含む。）に関する事務を委託することができる。
- 3 この基金は、前2項に規定する事務のほか法第130条第5項に規定する業務の委託会社（連合会を除く。）に、運用実績にかかる統計の作成に関する事務を委託することができる。

第10章 費用の負担

(掛金)

第83条 この基金は、給付に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、掛金を徴収する。

- 2 前項の掛金額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 加入員については

普通掛金

加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ1,000分の31を乗じて得た額
過去勤務に係る掛金

加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ1,000分の1を乗じて得た額

(2) 加算適用加入員については

平準掛金

加算適用加入員の基準基本給月額に 1,000 分の 102 を乗じて得た額

過去勤務債務に係る掛金

加算適用加入員の基準基本給月額に 1,000 分の 33 を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、設立事業所以外の適用事業所に同時に使用される加入員に係る掛金の額は、第 1 号に定める額に第 2 号に定める割合を乗じて得た額に前項第 2 号に定める額を合算した額とする。

(1) 前項の規定により、加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ同項第 1 号の掛金率を乗じて得た額の合計額

(2) 報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額の計算の基礎となる給与の額に対するこの基金の設立事業所で受ける給与の額の割合

(掛金の負担割合)

第84条 加入員及び事業主は、次のようにそれぞれ掛金を負担する。

(1) 前条第2項第1号に定める掛金の場合

普通掛金

加入員 31 分の 13 事業主 31 分の 18

過去勤務債務に係る掛金

事業主全額負担

(2) 前条第2項第2号に定める掛金の場合

平準掛金

加入員 102 分の 8.5 事業主 102 分の 93.5

過去勤務債務に係る掛金

事業主全額負担

第 84 条の 2 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 項に規定する育児休職（以下単に「育児休業」という。）をしている加入員（法第 129 条第 2 項に規定する加入員を除く。）を使用する事業主が、基金に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る前条第 1 号の規定による掛金のうち、加入員分免除保険料相当額（当該加入員の報酬標準給与の月額及び賞与標準給与の額にそれぞれ法第 81 条の 3 第 1 項に規定する免除保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を免除する。

2 育児休業をしている加入員であつて法第 129 条第 2 項に規定する加入員である者を使用する設立事業所の事業主が、基金に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る前条第 1 号の規定による掛金のうち、免除保険料相当額に第 83 条第 3 項第 2 号に規定する割合を乗じて得た額を免除する。

(掛金の納付義務及び掛金の源泉控除)

第85条 事業主は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金を納付する義務を負う。

2 事業主は、加入員に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、加入員の負担すべき前月分の掛金のうち報酬標準給与の月額に係る掛金（加入員がその事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の掛金のうち報酬標準給与の月額に係る掛金）を報酬から控除することができる。

3 事業主は、加入員に対して通貨をもって賞与を支払う場合においては、加入員の負担すべき掛金のうち賞与標準給与の額に係る掛金を賞与から控除することができる。

4 事業主は、前 2 項の規定によって掛金を控除したときは、掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を加入員に通知しなければならない。

(徴 収 金)

第86条 この基金は、設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る退職年金の支給に要する費用の一部に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、法第 140 条第 3 項及び第 4 項の規定により算定された徴収金を徴収する。ただし、同条第 8 項の規定により免除される額については、この限りではない。

(事務費掛金)

第87条 この基金は、第83条に規定する掛金のほか、この基金の業務の執行に要する費用に充てるため毎月事務費掛金を徴収する。

2 前項の事務費掛金の額は、代議員会の議決を経て別に定める。

3 第1項の事務費掛金は、事業主が全額負担する。

(政府負担金)

第88条 この基金は、改正法附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金を受け入れるものとする。

第11章 財務及び会計

(事業年度)

第89条 この基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算)

第90条 この基金は、毎事業年度、予算を作成し、当該事業年度開始前に、厚生労働大臣に届け出るものとする。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第91条 この基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後6月以内に、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見をつけて、代議員会に提出し、その議決を得た後厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 この基金は、前項の書類をこの基金の事務所に備えつけて置かなければならない。

3 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(剰余金又は不足金の処理)

第92条 前条の決算の結果、剰余金又は不足金が生じたときの処分等は、基金規則第48条及び第49条に規定するところによる。

(年金経理から業務経理への繰入れ)

第93条 この基金は、毎事業年度、前事業年度の末日における年金給付等積立金の額が加入員及び加入員であった者に係る責任準備金の額以上の額であって、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、厚生労働大臣の定めるところにより、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。

(余裕金の運用)

第94条 この基金の業務上の余裕金は、基金令第40条に定めるところにより運用しなければならない。

(借入金)

第95条 この基金は、この基金の目的を達成するため必要な場合において厚生労働大臣の承認を受けて、借入金をすることができる。

(掛金の額の再計算)

第96条 この基金は、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように、少なくとも5年ごとに、基金令第33条に定める基準に従って掛金の額を再計算しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第91条の規定による決算の結果、基金規則第48条に定める不足金、厚生労働大臣の定める基準を上回ることが明らかとなった場合には、この基金は、直ちに掛金の額の再計算を行うものとする。

(掛金及び責任準備金の算出方法)

第97条 掛金及び責任準備金の算出方法は、別に定める。

(財務及び会計規程)

第98条 財務及び会計に関しては、この章に定めるもののほか、代議員会の議決を経て別に定める。

第 12 章 解散及び精算

(解 散)

第99条 この基金の解散については、法第 145 条の規定による。

(清 算)

第100条 この基金が解散したときの清算は、法第 147 条の規定により行うものとする。

(責任準備金相当額の納付)

第101条 この基金が解散したときは、基金令第 55 条の規定により計算した責任準備金相当額（以下「最低責任準備金」という。）を法第 162 条の 3 第 1 項に定めるところにより連合会に納付しなければならない。

(最低積立基準額)

第102条 この基金は、加入員及び加入員であった者の受給権を保全するため、毎事業年度末の日（以下、この条において「基準日」という。）において、最低保全給付を支給するために必要な給付原資である最低積立基準額を保有するものとする。

2 前項の最低保全給付は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める給付とする。

(1) 基金日において年金受給者又は受給待機脱退者である者規約に基づいて支給されることとなる年金給付

(2) 基準日において加入員である者

ア 基本部分

標準的な退職年齢に達した日（基準日における当該加入員の年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。）に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付に、以下に定める按分率を乗じた給付とする。

按分率＝A／B

A 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる加入員であった期間の月数

B 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる加入員であった期間の月数

イ 加算部分

基準日の翌日に加入員の資格を喪失したとした場合に受給資格が得られる次の各号に掲げる年金又は一時金について当該加入員が標準資格喪失日に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付に、当該各号に定める按分率を乗じた給付とする。

(ア) 加算退職年金

按分率＝C／D

C 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表 4 又は別表 7 の係数に標準的な退職年齢における別表 5 の係数を乗じて得た係数もしくは別表 3 の係数

D 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表 4 又は別表 7 の係数に別表 5 の係数を乗じて得た係数もしくは別表 3 の係数

(イ) 脱退一時金

按分率＝E／F

E 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合の一時金額の算定に用いる別表 4 又は別表 7 の係数

F 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額の算定に用いる別表 4 又は別表 7 の係数もしくは別表 3 の係数に別表 11 の係数を乗じて得た係数

- 3 前項の標準的な退職年齢は 60 歳とする。
- 4 第 1 項の最低積立基準額は、厚生年金基金令第 39 条の 3 第 2 項及び第 3 項に定めるところにより算定した額とする。

(残余財産の分配)

第 102 条の 2 この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後に残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「受給権者等」という。）に分配しなければならない。

- 2 前項の分配は、解散日において算定した、各受給権者に係る第 102 条第 2 項に定める最低保全給付を支給するために必要な年金原資（以下「最低積立基準額相当額」という。）に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に応じて、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

- (1) 残余財産の額が最低積立基準相当額から最低責任準備金の額を控除した額（以下「上乗せ部分の最低積立基準額相当額」という。）を下回る場合残余財産の額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額

（ア）各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

（イ）すべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額

- (2) 残余財産の額が上乗せ部分の最低積立基準額相当額を上回り、かつ、すべての受給権者等に係る、基金が存続し解散日の翌日に加入員の資格を喪失したと仮定したときに基金から支給されることとなる給付の現価（以下「要支給額」という。）から最低責任準備金の額を控除した額の総額を下回る場合

次のア及びイの合計額

ア 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

イ 残余財産の額からすべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額を控除した額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額

（ア）各々の受給権者等の、要支給額から最低積立基準額相当額を除した額

（イ）すべての受給権者等に係る、要支給額から最低積立基準額相当額の総額を除した額の総額

- (3) 残余財産の額が、すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額を上回る場合残余財産の額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額

（ア）各々の受給権者等の、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額

（イ）すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額

- 3 前項の要支給額の算定に要する予定利率及び予定死亡率は、最低積立基準額相当額の算定に用いるものと同一のものとする。

- 4 この基金は、受給権者等から分配金の支払の申出があった場合を除き、当該受給権者等に分配すべき残余財産の全部又は一部を連合会に交付する。

- 5 前項の交付は、当該受給権者等に残余財産の取扱いに関し通知した上で行うものとする。

(法第 138 条第 6 項に定める解散時不足額の徴収)

第 102 条の 3 この基金が解散した場合において、その解散した日（以下「解散日」という）における年金給付等積立金の額が、最低積立基準額を下回るときは、当該下回る額（以下「不足額」という。）を、解散日現在の設立事業所の事業主から特別掛金として一括徴収する。

(通 知)

第 103 条 清算人は、残余財産を分配しようとするときは、受給権者等に次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 分配金の額

(2) 分配金の支払の方法

- 2 清算人は、受給権者等の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、前項の通知に代えて、前項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

(時効)

第104条 掛金及び徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年を経過したとき、給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 退職年金及び減額退職年金を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 掛金及び徴収金の納入の告知又は法第141条第1項において準用する法第86条第1項の規定による督促は、民法第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(不服申立て)

第105条 標準給与若しくは年金給付若しくは一時金たる給付に関する処分又は掛金その他徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは法第141条第1項において準用する法第86条の規定による処分に不服のある者については、法第6章に定める不服申立ての規定を準用する。

この場合において、法第91条の3中「第90条第1項又は第91条」とあるのは「第169条において準用する第90条第1項又は第91条」と読み替えるものとする。

(還元融資)

第106条 削除

(連合会への加入)

第107条 この基金は、連合会に加入するものとする。

(支払保証事業への加入)

第108条 この基金は、連合会が行う支払保証事業所に加入し、当該事業に必要な原資として定められた額を拠出するものとする。

2 この基金は、毎事業年度の決算時において解散責任準備金等に基づき、積立水準について検証し、その結果を連合会に報告するものとする。

(業務概況の周知)

第108条の2 この基金は、法第177条の2第1項の規定によりこの基金に係る業務の概況について、毎事業年度1回以上、基金規則第56条の2第1項各号及び第3項に掲げる事項を同条第2項に掲げる周知方法のいずれかの方法により加入員に周知させるものとする。

2 この基金は、前項に規定する業務の概況について、加入員以外の者であってこの基金が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負っているものにも周知が行われるよう、基金規則第56条の2第2項に掲げる周知方法のいずれかの方法を選択するよう努めるものとする。

(実施規程)

第109条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続、その他執行について必要な規程は、代議員会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成13年4月1日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成12年10月1日前にこの基金の加入員の資格を取得して、同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち、同年7月1日から同年9月30日までの間に加入員の資格を取得したもの又は法第23条第1項の規定の例により同年8月若しくは同年9月から標準給与が改定された者であって、同年9月の標準給与の月額が92,000円又は590,000円であるもの（当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額が605,000円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第18号）第4条による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例により標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成12年10月から平成13年9月までの各月の標準給与とする。

(給付に関する経過措置)

第3条 昭和61年4月1日前に支給事由の生じた国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）第3条の規定による改正前の厚生年金保険法以下（「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、改正法第5条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金若しくは施行日の前日において法律によって組織された共済組合が支給する退職年金（同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。）若しくは減額退職年金（同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。）の受給権者については、この規約第51条第1項中「1,000分の7.6（別表2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）」を「1,000分の10.1」に、第55条第4号中「法附則第8条の規定による老齢厚生年金又は法附則第28条の3の規定による特例老齢年金（以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。）」を「旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金」に、第56条第1項第3号、第57条第2号、第59条第4項、第63条第1項第2号及び第65条第4項中「特例支給の老齢厚生年金等」を「旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金」にそれぞれ読み替えるものとし、第55条第3号及び同条第5号はこれを適用しないものとする。

(事業年度に関する経過措置)

第4条 この基金が設立した当初の事業年度は、第89条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から始まり平成8年3月31日に終わるものとする。

(再計算に関する経過措置)

第5条 第96条の規定にかかわらず、この基金の設立後最初の掛金の額の再計算は、少なくとも3年後に行うものとする。

(加算適用加入員に関する経過措置)

第6条 この基金の成立と同時に加入員の資格を取得した者のうち、この基金の成立した日において第40条に定める条件を満たしているものは同条の規定にかかわらず、この基金が成立した日において加算適用加入員となるものとしその者に係る基準基本給の月額は、第48条の規定にかかわらず、加算適用加入員となった日における基準基本給の月額とする。

(過去勤務期間)

第7条 この基金が成立した日において、加算適用加入員となった者については、基金設立前の期間（昭和55年6月20日現在で日立青梅電子株式会社の退職年金制度の加入者であった者については、当該退職年金制度の加入期間も含む。）のうち、この基金が設立されていたとしたならば、その者が加算適用加入員となっていたと認められる期間及び出向していた期間（以下「過去勤務期間」という。）を給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

2 この基金が成立した日において、現に出向中である者が、その後加算適用加入員となったときは、次の期間を過去勤務期間とみなして給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

(1) 昭和55年6月21日現在で25歳未満である者については、25歳に達した日の属する月以降

- 最初に到来する 10 月以後加算適用加入員となった日の属する月の前月までの期間
- (2) 昭和 55 年 6 月 21 日現在で 25 歳以上の者のうち、25 歳未満で社員となった者については、25 歳に達した日以降最初に到来する 10 月以後 25 歳以上で社員となった者については、社員となった日以降最初に到来する 10 月以後それぞれ加算適用加入員となった日の属する月の前月までの期間
- 3 この基金が成立した日の後において、出向により加入員の資格を喪失した者がその後、加算適用加入員となったときは、次の期間を過去勤務期間とみなして給付の額の算定の基礎として用いるものとする。
- (1) 25 歳未満で出向した者であるとき
25 歳に達した日の属する月以降最初に到来する 10 月以後加算適用加入員となった日の属する月の前月までの期間
- (2) 25 歳以上で出向した者であるとき
加入員の資格を喪失した日の属する月以降加算適用加入員となった日の属する月の前月までの期間
- 4 前 3 項の規定により、過去勤務期間を給付の額の算定の基礎として用いる者については、第 51 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 56 条第 1 項第 2 号、第 67 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 68 条、第 71 条第 1 号、附則第 8 条第 4 項第 1 号、第 2 号、附則第 8 条第 5 項及び附則第 11 条中「加算適用期間」とあるのは「加算適用期間に過去勤務期間を加算した期間」と、第 75 条第 3 項中「加算適用加入員であった期間」とあるのは「加算適用加入員であった期間に過去勤務期間を加算した期間」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。
- 5 加入員期間が 15 年未満で、加算適用期間に過去勤務期間を加えた期間が 15 年以上ある者については、第 55 条第 2 号の規定にかかわらず、その者が脱退により加入員の資格を喪失したときに、退職年金を支給する。

(特例退職一時金)

- 第 8 条 この基金は、当分の間、退職（懲戒解雇による退職を除く。）により加入員の資格を喪失し、第 56 条第 1 項第 1 号から第 3 号に該当する者の申し出により、特例退職一時金を支給する。
- 2 前項の申し出は、加入員の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までにしなければならない。
- 3 特例退職一時金の請求は、加算退職年金額に相当する部分について、次のいずれかの割合で行うことができる。ただし、第 2 号から第 4 号までの割合での選択は 1 回限りとする。
- (1) 4 分の 4
- (2) 4 分の 3
- (3) 4 分の 2
- (4) 4 分の 1
- 4 特例退職一時金の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額に前項の規定により特例退職一時金を請求した割合（以下「選択割合」という。）を乗じて得た額とする。
- (1) 加算適用期間 15 年以上かつ定年退職、定年を超えて退職、定年扱退職又はやむを得ない事由退職により加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本給に加算適用期間に応じ別表 3 に定める率を乗じて得た額に加入員の資格を喪失した日の前日の年齢に応じ別表 11 に定める率を乗じて得た額
- (2) 加算適用期間 15 年以上かつ 50 歳未満で自己都合退職又は加算適用期間 15 年未満の退職により加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本給に加算適用期間に応じ、次の（イ）及び（ロ）に定める別表に掲げる率を乗じて得た額
- (イ) 加算適用期間 10 年以上の者については、別表 4
- (ロ) 加算適用期間 10 年未満の者については、別表 7
- 5 第 1 項の規定により、特例退職一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となった加算適用期間に基づく加算退職年金額に相当する部分を既に支給したものとみなす。

(選択一時金)

- 第 9 条 基本加算年金額が加算された退職年金又は減額退職年金の受給権者並びにこの基金の加入員であって、法第 160 条の 2 第 3 項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継している者は、当分の間、次項に定めるところにより、年金給付の支給に代えて、一時金の支給を受けることができる。
- 2 法第 161 条の規定により、支給に関する義務を承継した法第 160 条の 2 第 3 項に規定する一時金たる給付としての部分に係る選択一時金は、退職年金又は減額退職年金の受給権者が、連合会

の規約に定める選択一時金の申出事由に該当する場合であって、かつ、次の各号のいずれかのときにおいて一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。

- (1) 退職年金のうち、基本加算年金額に相当する部分の支給が開始されるとき。
- (2) 退職年金又は減額退職年金の受給権者が、基本加算年金額に相当する部分の支給が開始された後連合会の規約の定める保証期間を経過する前に一時金の選択を希望するとき。
- 3 この基金の加入員であって、法第 160 条の 2 第 3 項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継している者に対する選択一時金は、連合会の規約の定めるところにより当該者が加入員の資格を喪失した場合において一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。
- 4 選択一時金の額は、連合会の規約の定めるところにより計算した一時金の額とする。
- 5 退職年金又は減額退職年金の受給権者が第 2 項又は第 3 項に定めるところにより、一時金の選択を申し出たときは、その者に支給する退職年金の額のうち、基本加算年金額を一時金の選択割合に応じて減額する。

(退職年金の特例)

第10条 特例退職一時金の支給を受けた場合における退職年金の額は、第 56 条第 1 項の規定にかかわらず、附則第 8 条第 3 項の規定により特例退職一時金を請求した次の割合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 選択割合が 4 分の 4 の場合
基本退職年金額に相当する額
- (2) 選択割合が 4 分の 3 の場合
基本退職年金額に相当する額と加算退職年金額に相当する額に 4 分の 1 を乗じて得た額とを合算した額
- (3) 選択割合が 4 分の 2 の場合
基本退職年金額に相当する額と加算退職年金額に相当する額に 4 分の 2 を乗じて得た額とを合算した額
- (4) 選択割合が 4 分の 1 の場合
基本退職年金額に相当する額と加算退職年金額に相当する額に 4 分の 3 を乗じて得た額とを合算した額

(支給の効果)

第11条 特例退職一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった加算適用期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。

(適格退職年金の一部解約に伴う掛金の徴収)

第12条 この基金は、第 83 条に定める掛金のほか、会社の適格退職年金制度（昭和 55 年 6 月 21 日施行）の一部解約に伴い次の各号に掲げる額の合計額を、附則第 7 条に定める過去勤務期間にかかわる給付に要する費用に充てるための掛金として徴収する。

- (1) 適格退職年金制度の一部解約に伴い、当該年金信託契約の共同受託者及び当該年金保険契約の保険者より、事業主に返還された返還金及び解約返戻金に相当する額
- (2) 適格退職年金制度の一部解約に伴い、平成 6 年 10 月 31 日において会社の適格退職年金制度の加入者であり、かつ平成 6 年 11 月 1 日においてこの基金の加算適用加入員となった者（以下「移行加算適用加入員」という。）に、当該制度から返還された返還金に相当する額
- 2 事業主及び移行加算適用加入員は、前項に定める掛金として、次の各号に掲げる額を負担する。
 - (1) 事業主 前項第 1 号に定める額
 - (2) 移行加算適用加入員 前項 2 号に定める額
- 3 事業主は、事業主及び移行加算適用加入員が前項各号に掲げる額を収受した日に、その合計額をこの基金に納付する。

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(支給停止に関する経過措置)

第 2 条 この規約による改正後の日立マイコンシステム厚生年金基金規約（以下「改正後の基金規約」と

いう。)の退職年金(以下「退職年金等」という。)の受給権者(昭和10年4月1日以前に生まれた者に限る。)については、その者が加入員である日が属する月において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときは、改正後の基金規約第59条、第65条の規定は適用せず、この規約における改正前の日立マイコンシステム厚生年金基金規約(以下「改正前の規約」という。)第59条、第65条の規定はなおその効力を有する。

(1) 当該退職年金等の額につき改正後の基金規約第59条第4項、第65条第4項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額

(2) 当該退職年金等の額につき改正前の基金規約第59条第4項、第65条第4項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額

第3条 平成7年4月1日前において改正前の基金規約の退職年金等の受給権有していた者については、その者が加入員であった日が属する月において、前条第1号に掲げる額が同条第2号に掲げる額を超えるときは、改正後の基金規約第59条、第65条の規定は適用せず、改正前の基金規約第59条、第65条の規定は、なおその効力を有する。

(施行期日)

第1条 この規約は、平成9年10月1日から施行する。

(給付費等の負担割合に関する経過措置)

第2条 この契約変更の施行期日の属する年度について改正後の第80条の規定を適用する場合においては、同条第3項第1条中「当該契約に係る前事業年度の1月末日における資産割合」とあるのは「附則別表に掲げる信託会社と締結した法第130条の2第1項の規定による年金信託において同表に掲げる割合」と、同条第4項第1号中「当該契約に係る前事業年度の1月末日における資産割合」とあるのは「附則別表に掲げる生命保険会社と締結した法第130条の2第1項の規定による年金保険契約において同表に掲げる割合」とする。

附則別表

委託会社	割合(%)
東洋信託銀行株式会社	35
安田信託銀行株式会社	15
日産生命保険相互会社	30
日本生命保険相互会社	10
第一生命保険相互会社	10
計	100

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行する。

(最低保全給付から控除する過去勤務債務の未償却分に相当する給付額)

第2条 第102条に定める加入員である者の最低保全給付は、次の各号に定める場合に生じた過去勤務債務の未償却分に相当する給付額を控除したものとする。

(1) 給付の算定基礎に基金設立前の期間を含めた場合

(2) 給付改善した場合

(施行期日)

第1条 この規約は、平成10年4月1日から施行する。

(加算適用加入員に関する経過措置)

第2条 平成10年4月1日現在この基金の改正前規約に基づき加算適用加入員であった者は、引き続きこの基金の改正後規約に基づく加算適用加入員とする。

(旧制度からの移行加算適用加入員の過去勤務期間)

第3条 平成10年3月31日現在日立超エル・エス・アイ・エンジニアリング株式会社退職年金制度（昭和59年8月21日施行、以下「旧制度」という。）の加入者であって、平成10年4月1日にこの基金の加算適用加入員となった者（以下「旧制度からの移行加算適用加入員」という。）については、旧制度における給付の額の算定の基礎となる加入期間（日立マイクロコンピュータエンジニアリング株式会社及び日立青梅電子株式会社（以下この条において「関連会社」という。）からの転籍者については、当該関連会社の年金制度の加入期間を含む。）のうち、この基金の設立事業所に使用されていたとしたならばその者が加算適用加入員となっていたと認められる期間を、過去勤務期間とみなしてこの基金における給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

（旧制度の解約に伴う掛金の徴収）

第4条 この基金は、旧制度の解約に伴い、旧制度からの移行加算適用加入員の過去勤務期間に係る給付に要する費用に充てるため、第83条に定める掛金のほか、次の各号に掲げる額の合計額を掛金として徴収する。

- (1) 旧適年の解約に伴い、当該年金信託契約の共同受託者及び当該年金保険契約の保険者より、事業主に返還された返還金及び解約返戻金に相当する額
 - (2) 旧適年の解約に伴い、当該制度から、旧制度からの移行加算適用加入員に返還された返還金に相当する額
- 2 事業主及び旧制度からの移行加算適用加入員は、前項に定める掛金として、次の各号に掲げる額を負担する。
- (1) 事業主 前項第1号に定める額
 - (2) 旧制度からの移行加算適用加入員 前項第2号に掲げる額
- 3 事業主は、事業主及び旧制度からの移行加算適用加入員から前項各号に掲げる額を収受した日に、その会計額をこの基金に納付する。

（施行期日）

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

（年金額に関する経過措置）

第2条 平成12年4月1日前においてこの規約による改正前の基金規約の退職年金の受給権を有していた者に支給する当該退職年金の額については、なお従前の例による。

- 2 平成12年3月以前の月に係るこの規約による改正前の基金規約による退職年金であって、同年4月1日においてまだ支給されていないものについては、なお従前の例による。

（施行期日）

第1条 この規約は、平成12年10月1日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

第2条 平成12年10月1日前にこの基金加入員の資格を取得して、同日まで引き続き加入員の資格を有する者のうち、同年7月1日から同年9月30日までの間に加入員の資格を取得した者又は法第23条第1項の規定の例により同年8月若しくは同年9月から標準給与が改定された者であって、同年9月の標準給与の月額が92,000円又は590,000円であるもの（当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額が605,000円未満であるものを除く。）の標準給与は当該標準給与の月額の基礎となった給与月額を国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第18号）第4条による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例により標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

- 2 前項の規定により改定された標準給与は、平成12年10月から平成13年9月までの各月の標準給与とする。

（施行期日）

第1条 この規約は平成14年4月1日から施行する。

(加入員の資格に関する経過措置)

第2条 昭和7年4月2日以降に生れた者であり、かつ平成14年3月31日においてこの基金の設立事業所に使用される被保険者（加入員である者を除く。）であって、同年4月1日において引き続き当該設立事業所に使用される者は、同日に加入員の資格を取得する。

(給付に関する経過措置)

第3条 平成14年4月1日において、この規約による変更前の基金規約に基づき退職年金の給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(施行期日)

第1条 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成15年4月1日以前の各月に係る標準給与については、なお従前の例による。

2 第46条の規定にかかわらず、平成15年4月1日における加入員の報酬標準給与の月額、同日前にこの規約による変更前の規約に基づき決定又は改定した同年3月における標準給与の月額を用いる。ただし、同年4月から変更前の規約第47条第2項の規定に基づき改定する場合は、同条の規定に基づき改定された額を報酬標準給与の月額とする。

(給付に関する経過措置)

第3条 平成15年4月1日以前において、この規約による変更前の規約に基づき第1種退職年金又は第2種退職年金（以下「退職年金等」という。）の給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者の給付については、なお従前の例による。

2 加入員期間の全部又は一部が平成15年4月1日以前の期間である者（次項に規定するものを除く。）が退職年金等の受給権を取得した場合にその者に支給する退職年金等のうち、基本年金額は、第51条第1項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

(1) 平成15年4月1日以前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した基本年金額

(2) 平成15年4月1日以後の加入員期間について、第51条第1項の規定により算定した基本年金額

3 平成15年4月1日以前において、この規約による変更前の規約による受給権を取得した後、同日以後再びこの基金の加入員となった者に係る給付のうち、基本年金額は、第51条第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を合算した額とする。

(1) 平成15年4月1日以前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した基本年金額

(2) 平成15年4月1日以後の加入員期間について、第51条第1項の規定により算定した基本年金額

4 前2項のいずれかに該当する者が法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給の繰上げを請求した場合に、当該者に支給する退職年金等のうち基本年金額は、当該各項の規定に基づき算定した基本年金額から当該基本年金額に第51条第3項に規定する減額率を乗じて得た額を控除した額とする。

(掛金に関する経過措置)

第4条 平成15年3月以前の各月に係る掛金については、なお従前の例（掛金率及び負担割合）による。

(最低保全給付に関する経過措置)

第5条 附則第3条第2項又は第3項に該当する者であって、第102条の3に定める基準日現在この基金の加入員である者の基本部分の最低保全給付は、同条第2項第2号アの規定にかかわらず、次の各号

に掲げる給付を合算した給付とする。

- (1) 平成 15 年 4 月 1 日前の加入員期間について、この規約による変更前の規約により算定した年金たる給付
- (2) 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の平成 15 年 4 月 1 日以後の加入員期間について算定した年金たる給付に、次に掲げる按分率を乗じて得た給付

按分率＝A／B

A 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合における、平成 15 年 4 月 1 日以後の加入員期間の月数

B 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合における、平成 15 年 4 月 1 日以後の加入員期間の月数

(施行期日)

第 1 条 この規約は、認可の日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第 2 条 平成 16 年 3 月以前の各月における掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

別表1 設立事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社 日立超エル・エス・アイ・システムズ	東京都小平市

別表2 生年月日別給付乗率

生 年 月 日	給 付 乗 率
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生まれた者	1000分の7.031
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.931
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.838
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.738
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.646
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.546
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.454
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1000分の6.055
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.967
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.879
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.799
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.718
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1000分の5.638

別表3 加算年金支給率

加算適用期間	率	加算適用期間	率
15年	4.746	26年	5.148
16	4.803	27	5.164
17	4.855	28	5.180
18	4.902	29	5.192
19	4.945	30	5.203
20	4.984	31	5.211
21	5.020	32	5.218
22	5.051	33	5.224
23	5.080	34	5.227
24	5.105	35	5.229
25	5.128		

(注) A年Bヶ月の場合の率(小数点以下第4位四捨五入)

$$= A \text{ 年の率} + \{ (A+1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率} \} \times B \div 12$$

別表 4 加算退職年金支給率

脱退一時金支給率

遺族一時金支給率

加算適用期間	定年	やむを得ない事由	自己都合	加算適用期間	自己都合
1 年	0. 813	0. 216	0. 163	16 年	3. 026
2	1. 633	0. 435	0. 327	17	3. 251
3	2. 470	0. 658	0. 493	18	3. 480
4	3. 327	0. 887	0. 666	19	3. 715
5	4. 197	1. 119	0. 840	20	3. 955
6	5. 090	1. 357	1. 020	21	4. 200
7	6. 000	1. 600	1. 200	22	4. 447
8	6. 939	1. 850	1. 389	23	4. 703
9	7. 880	2. 100	1. 579	24	4. 964
10	8. 858	2. 361	1. 772	25	5. 231
11	9. 852	2. 627	1. 971		
12	10. 860	2. 896	2. 171		
13	11. 898	3. 172	2. 380		
14	12. 944	3. 451	2. 591		
15	14. 031	3. 740	2. 805		

(注) A年Bヶ月の場合の率(小数点以下第4位四捨五入)

$$= A \text{ 年の率} + \{ (A+1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率} \} \times B \div 12$$

別表 5 加算退職年金振替乗率

年齢	率	年齢	率
30 歳	0. 5358	46 歳	0. 2275
31	0. 5078	47	0. 2157
32	0. 4814	48	0. 2044
33	0. 4563	49	0. 1938
34	0. 4325	50	0. 1837
35	0. 4100	51	0. 1741
36	0. 3886	52	0. 1650
37	0. 3683	53	0. 1564
38	0. 3491	54	0. 1483
39	0. 3309	55	0. 1405
40	0. 3137	56	0. 1332
41	0. 2973	57	0. 1263
42	0. 2818	58	0. 1197
43	0. 2672	59	0. 1135
44	0. 2532	60	0. 1074
45	0. 2400		

(注) A歳Bヶ月の場合の率(小数点以下第5位四捨五入)

$$= A \text{ 歳の率} + \{ (A+1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率} \} \times B \div 12$$

別表第6 減額退職年金乗率

年齢	率
56 歳	0.737
57	0.795
58	0.857
59	0.926
60	1.000

別表7 脱退一時金支給率

遺族一時金支給率

加算適用期間	定年	やむを得ない事由	自己都合
1 年	0.813	0.163	0.137
2	1.633	0.327	0.273
3	2.470	0.493	0.412
4	3.327	0.666	0.554
5	4.197	0.840	0.700
6	5.090	1.020	0.849
7	6.000	1.200	1.001
8	6.939	1.389	1.156
9	7.880	1.579	1.315
10	8.858	1.772	1.476

(注) A歳Bヶ月の場合の率(小数点以下第4位四捨五入)

$$=A\text{歳の率} + \{(A+1)\text{歳の率} - A\text{歳の率}\} \times B \div 12$$

別表8 脱退一時金支給率

加算適用期間	率	加算適用期間	率
1 年	0.110	19 年	2.476
2	0.219	20	2.637
3	0.331	21	2.800
4	0.443	22	2.966
5	0.560	23	3.137
6	0.680	24	3.310
7	0.800	25	3.488
8	0.924	26	3.669
9	1.052	27	3.854
10	1.182	28	4.044
11	1.313	29	4.236
12	1.450	30	4.435
13	1.587	31	4.622
14	1.728	32	4.982
15	1.871	33	5.362
16	2.018	34	5.762
17	2.167	35	6.186
18	2.322		

(注) A年Bヶ月の場合の率(小数点以下第4位四捨五入)

$$=A\text{年の率} + \{(A+1)\text{年の率} - A\text{年の率}\} \times B \div 12$$

別表9 遺族一時金乗率

年齢	率	年齢	率
30 歳	1. 8666	46 歳	4. 3963
31	1. 9693	47	4. 6381
32	2. 0776	48	4. 8932
33	2. 1918	49	5. 1623
34	2. 3124	50	5. 4463
35	2. 4396	51	5. 7458
36	2. 5737	52	6. 0618
37	2. 7153	53	6. 3952
38	2. 8646	54	6. 7470
39	3. 0222	55	7. 1180
40	3. 1884	56	7. 5095
41	3. 3638	57	7. 9225
42	3. 5488	58	8. 3583
43	3. 7439	59	8. 8180
44	3. 9499	60	9. 3195
45	4. 1671		

(注) A年Bヶ月の場合の率(小数点以下第5位四捨五入)

$= A\text{年の率} + \{ (A+1)\text{年の率} - A\text{年の率} \} \times B \div 12$

別表10 遺族一時金乗率

支給済期間	率
0 年	9. 3195
1	8. 7943
2	8. 2576
3	7. 6914
4	7. 0940
5	6. 4638
6	5. 7989
7	5. 0974
8	4. 3574
9	3. 5766
10	2. 7530
11	1. 8840
12	0. 9672
13	0. 0000

(注) A年Bヶ月の場合の率(小数点以下第5位四捨五入)

$= A\text{年の率} + \{ (A+1)\text{年の率} - A\text{年の率} \} \times B \div 12$

別表 1 1 特例一時金乗率

年齢	率
40 歳	3. 0530
41	3. 2236
42	3. 4040
43	3. 5948
44	3. 7966
45	4. 0102
46	4. 2362
47	4. 4756
48	4. 7292
49	5. 0022
50	5. 2827
51	5. 5845
52	5. 9047
53	6. 2447
54	6. 6061
55	6. 9900
56	7. 3983
57	7. 8325
58	8. 2953
59	8. 7899
60 歳以上	9. 3195

(注) A 歳 B ヶ月の場合の率 (小数点以下第 5 位四捨五入)

$$= A \text{ 歳の率} + \{ (A + 1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率} \} \times B \div 12$$

